

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成30年9月13日（木曜日）

厚生文教委員会

日時 平成30年9月13日（木曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 健康福祉部
第91号議案 「質疑・討論・採決」
- 2 陳情の審査
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書 「質疑・討論・採決」
国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書 「質疑・討論・採決」
愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書 「質疑・討論・採決」
私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書 「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 中西宏彰 副委員長 浅尾洋平
委員 齊藤竜也 鈴木長良 山崎祐一 滝川健司
議長 丸山隆弘

欠席委員 なし

参考人

新城市教員組合執行委員長 山崎幸司
豊川高等学校教員 近藤正洋

説明のために出席した者

健康福祉部、教育部、市民環境部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩 書記 後藤知代

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、12日の本会議において、本委員会に付託されました第91号議案並びに、議長から送付されました陳情4件について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

それでは、はじめに第91号議案 新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑をさせていただきます。

この議案のことなんですが、家庭的保育事業等というふうな関するものだと理解しておりますが、いわゆる保育ママという事業に関することかなと思うんですが、ここに代替保育の要件を緩和する内容だと理解しておりますが、その主な内容というのは自園の調理、例えば、乳幼児への食事の提供などが困難な場合に、一定要件のもとで外部の事業者に委託できるようにするものかなと理解しているんですが、そのような理解でいいのか伺います。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 今、御質疑いただいた件ですが、浅尾委員のお見込みのとおりでございます。

それと、もう1つ大きな分野といたしましては、代替保育の確保をするというのが今回の改正の主な内容になっております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

あと、もう1点なんですが、この申請されております議案の第6条の第2項であります、そこに「家庭的保育事業者等による代替

保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合」と書かれてあるんですが、具体的にどういった状況のことなのか、想定なのかというのがわかったら教えていただきたいと思いますが、あとあわせて、新城市内のこういった状況、必要性ということもあわせてお伺いできたらなと思っております。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 代替保育、著しく困難な場合というのは、現状の新城市においては、ほぼない状況であるかなとは考えておりますが、ただ万一集団感染等で、園児ではなく職員がかかってしまいまして、そうした場合に保育の実施が困難になる可能性がございます。そうしたときに、代替保育を提供する先として、これまでは認可保育所等しか認められなかったものが、小規模保育所でも同等のところでも代替保育が可能になるということでございます。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

それと、これはわかればいいんですが、これまで国が自園での調理をしてきたところで、法律上責任を明確にしてきたと思うんですが、その理由がわかれば教えていただきたいと思えます。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 明確なものはつかみかねるところがございますが、やはり給食調理の施設を整えていくということが、非常にハードルが高い設備投資と、あとその維持管理というのが非常にハードルが高いものですから、その部分を規制を緩和することで待機児童対策をより促進させていこうということではないかなと考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 この要件の緩和によって、市内で影響を受ける事業所というのはあるの

か、ないのか、そういったケース、対象になる事業所はありますか。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 今回、直接影響する事業所としては、市内で小規模保育所2カ所になると思います。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、立地的な条件等で困難というものはございませんので、運営上、万一のときにセーフティーネットとして、お互い、相互、それから私どものこども園で連携をしてやっていけるということになると思います。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうすると、子いづみやとつばさがこれに該当する可能性はあるけど、現状としては緩和が適用されるような状況ではないと判断してよろしいですか。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 現状では、すぐにこれが適用ということではないと認識しております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありますか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、今、議題になっております第91号議案について、反対の立場で討論をいたしたいと思います。

この議案は、国からの法改正によるものがありますが、家庭的保育事業の代替保育の提供について、これまでの要件を緩和していくというものであります。主に、食事の外部委託なども可能になるというものであります。

政府は、これまで設置基準を緩和することで少しでも待機児童を減らそうとしているところであります。そのため、本議案では従来

こども園で行ってきた基本的な任務と責任のハードルを下げていくというものに、可能性としてなると思います。

食事は子どもの生命、発達、育児に不可欠なものでありまして、全ての子どもに安全・安心な食育を確保するのは当然であります。幼児期の食事は少なくない場合において、園での個別の対応が欠かせないものだと考えております。そのために、国はこれまで基本的には食事の外部委託など認めていなかったと考えております。

今後、食事のアレルギー等大変慎重を要するものだと思います。中には、命にかかわることもあり、適切な運用が求められております。

これらを担保するため、私は自園の調理が原則だと考えておりますし、この議案では調理をめぐるトラブルの責任も曖昧になってしまう、なりかねないとも考えまして、以上反対の討論をいたしたいと思います。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 第91号議案 新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に、賛成の立場で討論します。

本議案につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴うもので、保育の受け皿拡大に向けた子育て世代への福祉向上を目的としたものであると理解いたします。その意味において、本市における子どもと子育て家庭への支援が図られるものであることから、賛成意見を申し上げます。

本市には、先ほど質疑にもありましたように、2つの小規模保育所があります。3歳未満児保育を実施することで、貴重な本市在住の働く若いお父さん、お母さんを支えています。もし、この小規模保育所の保育士が、

自然災害による被災やインフルエンザの集団感染などにより、その大半が中長期にわたり勤務することが困難な状況となり、保育所運営が一時的に中断しかねない場合となった際にも、本議案による条例改正により、代替保育先が拡大することになり、子どもと子育て家庭へのセーフティネットが強化されることとなります。

あわせて、第16条第2項に加えらるる1号により、当該家庭的保育事業者などが園児1人1人の発達段階並びに健康状態に応じて提供されていた食事の趣旨を十分に認識した調理業務事業者により、衛生面、栄養面はもちろん、園児個々の状況に応じた対応が担保されることで安心していつもどおりに子どもを任せることができます。

よって、本議案が本市の子ども・子育て支援の充実に資するものであると認められることから、私の賛成討論といたします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第91号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって第91号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員会の審査は以上であります。

陳情の審査に入りたいと思いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時41分

再開 午後1時44分

[参考人 入場]

○中西宏彰委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

陳情者、新城市教員組合執行委員長、山崎幸司氏から提出されました陳情「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」を議題とします。

本日は、参考人として山崎さんの出席を得ております。

この際、委員長から一言御挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

委員会を代表して、心からの御礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べいただきますようよろしくお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

はじめに、参考人から陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、山崎さん、よろしくお願いいたします。

○山崎幸司参考人 失礼いたします。

新城市教員組合執行委員長の山崎といたします。

本日は、陳情の趣旨説明の機会をいただきありがとうございます。早速、今回の陳情について、御説明申し上げます。

愛知県教員組合では、今年度も国に対して定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求め、県下各地区の教員組合において、各議会に対して意見書を採択していただくための請願、陳情活動を行っています。

現在、学校現場が抱えている問題は、多種

多様化しております。お配りした資料1をごらんください。

資料1には、特別な支援を要する児童・生徒の増加の様子が見てとれます。一番下に丸印で書いてあるところが関係するところです。

2017年度、新城市の特別支援学級が設置されている学校は全19校中16校、支援学級の在籍者は合計109名となり、市内児童・生徒数全体の3%を超えるまでになりました。

さらに、近年大きな課題となっているのが、通常学級に在籍しつつも、特別な支援を要すると思われる児童・生徒の増加です。

資料2をごらんください。

これは、昨年6月に市内の教員を対象にアンケートをとったものです。「自分のクラスに特別な支援が必要と思われる児童・生徒は何人いますか」という問いに対し、「2人以上いる」と答えた担任が70%以上いることがわかります。「1人はいる」と答えた数も含めると、8割以上の先生が、何らかの形で特別な支援・配慮を必要とする児童・生徒を担当していることがわかります。

学校現場におけるこのような多種多様な問題に対応するために一番有効な手立てとして考えるのは、子どものつまずきを把握し、きめ細やかな学習指導ができる少人数学級を実現すること、さらに配慮を要する子どもをはじめ、全ての子どもたちに対し、より適切な対応できるように必要数の正規教員を確保することと考えております。

裏面の資料3をごらんください。

資料3は、愛知県の教員組合のパンフレットなのですが、そこにあるように、現場の教員のみならず、保護者からも声が上がっており、愛知県教員組合の調査によると、保護者の91.8%が少人数学級を望んでいるというデータもございます。

文科省は、昨年度、今後9年間で2万2,755人の教職員定数改善の考えを示し、その初年度として3,415人の定数改善を盛り込

みました。しかし、政府予算では新学習指導要領の円滑な実施のため、小学校専科指導の充実をするための1,210人の加配のみにとどまる結果となっています。

現在、地方自治体ごとに裁量で学級規模の縮小が行われているところもあります。近隣市町村に目を向けますと、ある市では全学年で35人学級を実施している市もあると聞いております。

新城市においても、支援を要する児童・生徒の補助のため、29名のハートフルスタッフを配置していただき、子どもたちの支援に大きな効果を上げています。

アイデアを出し、財政をやりくりしながらの教育行政に助けられているわけですが、それでも地区ごとの格差が生まれていくことが大いに予想されます。

本来、このような教育の財政負担は、国が負うべきものではないでしょうか。三位一体改革により、義務教育費の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。子どもたちが、全国どこでも機会均等に一定水準の教育を受けられることは、憲法上の要請であり、そのために義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担率を2分の1に復元することは国が果たさなければならない責務であると考えます。

以上の理由により、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出されるよう陳情いたします。

何とぞ意見書の採択及び、提出を切にお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○中西宏彰委員長 ありがとうございました。

以上で、参考人からの説明が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げます。参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了承、お願いしたいと思います。

それでは、質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 きょうは、先生、ありがとうございます、お忙しいところ。

先生の陳情の趣旨から、学校の規模の特別支援の生徒さんも増えているという状況で、ほんとに資料もつけていただきましてありがとうございます。

私も、先生がおっしゃるように、多種多様な子どもさんがたくさん増えていたりだとか、そういった対応をするためにも少人数の学級というのは、大事だなと思っております。

あと、もともと国費のほうも2分の1だったのが、それが3分の1まで国からの補助金も少なくなったということで、ほんとこれを戻してほしいというのは、私も同じ気持ちでいるところなんです。

先生にお聞きしたいのは、やはり、先生の思うこの特別支援を要する子どもたちというのは、クラスでも年々増えてきているという状況なんですか。その現場の状況と、またこういうふうにしていったらいいんじゃないとか、そういった現場の声なり、もしもあれば教えていただきたいと思います。

○中西宏彰委員長 山崎さん。

○山崎幸司参考人 私も、今年、通級教室という、まさに、特別支援ではないですが、普通学級に入っているんですが、少し配慮が必要な児童を見るというクラスの担当をしております。一般生活では、普通には生活できるんですが、例えば、友達とのコミュニケーションがうまくとれなかったり、少し空間認識が弱くて図形等の理解ができなかったり、字を書くということに対して少し苦手な部分があって、みんなと同じような授業ができない

という生徒・児童が各クラスにはほんとにいて、クラスでいるとお客様のような形になってしまっています。

それを取り出して、1人でいろいろその子の特性に合わせた授業をすると、理解のほうは非常に深まりますし、そこで身につけた力をクラスに行って発揮することで、その子にとっても自己肯定感であるとか、過ごしやすい環境であるとか、そういうものがつくられているということは、自分の今の置かれている現状からも言えることができると思います。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 陳情趣旨の中に書かれております内容なんですけども、最初、冒頭のほうなんですけども、「特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く」とありますけども、これは、今、説明をいただいた特別学級に入っている子どもたちのことをおっしゃっているわけですか。

○中西宏彰委員長 山崎さん。

○山崎幸司参考人 特別支援教室というのは、知能的なもの、情緒的なものの障害の認定を受けた子が入るクラスです。それが、今、市内で109名ということなんです。

ですので、その認定は病院等でそのような診断を受けるとか、そういう形がないと、いわゆる普通は通常学級に入ることになります。

例えば、外国籍等で少し日本語がまだということでも、基本的には通常学級で過ごすことになります。

ですので、支援教室に入っている子たちはまた明らかにそういう支援が必要だという子です。

○中西宏彰委員長 鈴木委員。

○鈴木長良委員 ありがとうございます。今のところは理解をさせていただきました。

それで、先ほど説明がありました普通教室と一緒に勉強している子で、ここにあるよう

な日本語教育を必要とする子どもだとか、ちょっと手をかけてあげないとなかなか同じような生活が送れない子、勉強がついていけない子というのも、今、言われたように通常の担任の先生プラスハートフルスタッフみたいな先生が対応されているということですか。

○中西宏彰委員長 山崎さん。

○山崎幸司参考人 学校によりましては、私みたいな通級担当というクラスが開設されている学校が何校かあります。その学校については、所定の手続をとってその通級教室に入級することで、週に1時間とか、週に2時間とか時間割りを組んで、個別の支援をするという形をとっております。

また、ハートフルスタッフの方は、主に特別支援教室に補助に入ることが多いです。3人とか4人のクラスでも、それぞれが全く能力が違って、同時に見るということが非常に難しい状況にありますので、現在の担任1人制では非常に指導が難しく、その補助としてハートフルスタッフを、本年度は29名配置していただいているので、それで助かっているところは大きくあると思います。

○中西宏彰委員長 鈴木委員。

○鈴木長良委員 ありがとうございます。ということは、要するに先生の数もかなり足りないという状況ということですか。

○中西宏彰委員長 山崎さん。

○山崎幸司参考人 何とかハートフルスタッフの方によってその時間内の対応は少しずつできるようになってますが、今、実際に基本のその定数で考えると、学級に1人、特別支援教室も1人の担任でということなんです。だから、ハートフルスタッフの方がいて何とかその授業をやりくりしているわけですが、その正規の、いわゆる定数内の人数では非常に厳しいと。

ハートフルスタッフさんも、非常に時間内は助かるわけですが、あくまで授業はできないんです、補助だけなんです。教員免許等も

ありませんので、補助をするだけの立場で、そのある決められた時間内、例えばきょうだったら2時間目と3時間目はつけますよ、のところまでお願いしてあるもので、では、授業準備であるとか、行事の参加であるとか、そういうところはできないという形になっておりますので、やはり正規の教員がいることがさらなる子どもたちの支援に大事だと考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 今、このいただいた資料2の特別支援の支援を必要としている子どもというのは、いわゆるこれは、先ほど説明のありました特別支援学級の生徒ではなく、普通のクラスで普通学級を担任している普通の生徒たちの中に、これだけ支援が必要と担任が感じているという点なんですよ。

実際に、普通クラスの中に支援が必要っていうことなんですけども、特別支援学級に入るには先ほどいったそのあたりの診断書なり証明するものがないと特別支援学級に入れられないというか、受け入れられない。

ということは、支援が必要だけど、例えば、親がそういうふうに見られたり、扱われることを嫌ってあえてそういう措置をとらないようにしているケースがあるのか、そこまで特別支援学級に入れるほどの証明なり診断書がとれない子どもがいるのか、その辺のあれはどのような状況になっているんでしょうか。

○中西宏彰委員長 山崎さん。

○山崎幸司参考人 やはり、保護者の方によって特別支援学級の捉えは大きく異なります。特に、中学校となりますと進学のこととかかわってきますので、普通高校に進学したいというときには、特別支援の学級からでも進学はできるんですが、授業のスタイルが全く違いますので、何とか普通学級でとか、先ほど言った世間体であるとか、そういうものもま

だまだ残っておりまして、少し病院とかのほうでそういう適正の検査をしてもらったらどうですかということでも、なかなかそういうことに応じていただけない家庭もあるのが現状です。

〔「そういう実態が。」と呼ぶ者あり〕

○山崎幸司参考人 あります。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そういう実態があって、なかなか普通学級にそういった子どもたちも混在しているという状況があるわけ。

それに対応するために、このハートフルスタッフの活用ですとか、スクールカウンセラーの活用っていう形で担任されている先生を補助して、補ってくれてる部分が助かっているという、そういう状況にあるというところですね。

それと、棒グラフの中に、特別支援教育に向けた研修会への参加ということで、この研修会の参加というのは担任の参加なのか、親の参加なのか、どういう意味の参加でしょうか。

○中西宏彰委員長 山崎さん。

○山崎幸司参考人 いろんな形があると思いますが、特別支援にかかわる教員は夏休み等に研修をしております。自分も今年、夏休みと1学期に計3回、4回ほど研修に行かせていただいて、その子どもの見方とか、どのような実際に子どもたちが困り感があるのかということが、なかなかふだんからは見られない、わからないところも多くて、そういう勉強をしていくことが子どもたちの支援につながるという考えで、このような研修会の参加を進めていますし、また求めているところがあります。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 それでは、質疑なしと認

めます。

以上で、参考人の方に対する質疑は終了しました。

本日はまことにありがとうございました。

この際、しばらく休憩いたします。

〔参考人 退場〕

休憩 午後2時02分

再開 午後2時05分

○中西宏彰委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 今の参考人の方からるる説明をいただきました。

かなり、学校によって、この資料にもありますように大変な状況、どこの学校もそうだと思いますけども、特別に支援を要する生徒さん、また、普通学級における生徒さんであったとしても、手をかけてあげなくてはいけない生徒さん、そういうところに対する先生の数、非常に少ないというようなこともありますし、大変な状況があると思います。

資料2の中にもありますように、真ん中の棒グラフのところ、「どのような対応をしますか」という問いの中で、保護者との話し合いというのが割合、高い割合の中で実施をされておるということで、結構保護者の方を巻き込んで話し合いをすることで解決できる部分もあるようにも感じます。

そういう意味から、この件については趣旨採択でどうだろうかと思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今、議題になっております陳情書「定数改善計画の早期策定・実施と義

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求め
る陳情書」について、採択の立場で意見を述
べさせていただきたいと思えます。

先ほど、参考人の先生の説明でもありまし
た、今、普通教室の子どもたちの中でも、な
かなか対応できない子どもたちも増えている
という現状、また多種多様性のある、価値観
も含めて対応できる先生の確保がなかなか難
しいということで、非常に懸念があるという
形で教えていただきました。

また、特別支援学級も年々増えてまして、
全体で新城では3%程度の割合も占めてきて
いるという深刻な状況だということが理解で
きました。

その中で、先生のほうでも陳情内容として
は、対応として先生をふやしてほしいという
ことも踏まえて、少人数の学級の拡充を求め
たいと。定数の改善計画を早期に策定して実
施してほしいということでもあります。

2つ目には、今まで国が責任を持って義務
教育等は国庫負担金という形で2分の1占め
ていたものを緩和されて3分の1しか今はも
う引き下げられており、自治体の新城でも財
政の逼迫もあるということでもあります。

やはり、国が責任を持ってこういった教育
はするべきだという意見も大変理解できると
思えます。国費負担も2分の1に復活させて
ほしいという、2点、要望、大変理解できま
すので、私は採択として意見を述べさせてい
ただきたいと思えます。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありません
か。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と採択の討論がありましたので、
起立により採決します。

はじめに、本陳情を趣旨採択することに賛

成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。よ
って本陳情は趣旨採択すべきものと決定しま
した。

以上で、1つ目の陳情を終わります。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時11分

〔参考人 入場〕

○中西宏彰委員長 それでは、休憩前に引き
続き、委員会を開きます。

陳情者代表、近藤洋子氏から提出されまし
た「国の私学助成の拡充に関する意見書の提
出を求める陳情書」、次に「愛知県の私学助
成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
書」、次に「私立高校生の父母負担を軽減し、
学費の公私格差を是正するために市町村独自
の授業料助成の拡充を求める陳情書」を一括
議題とします。

本日は、参考人として豊川高等学校、近藤
正洋氏の出席を得ております。

この際、委員長から一言御挨拶申し上げま
す。

本日は、大変お忙しい中、厚生文教委員会
の陳情審査のために御出席いただきまして、
まことにありがとうございます。

委員会を代表して、心から御礼申し上げま
すとともに、忌憚のない御意見等をお述べい
ただくようによろしくお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

はじめに、参考人から陳情に関して御説明
や御意見を述べていただき、その後、委員か
らの質疑にお答えいただくようお願いいたし
ます。

それでは、近藤さん、よろしくお願いいた
します。

○近藤正洋参考人 御紹介いただきました豊川高校の教員、近藤と申します。

陳情のほうは、愛知の私立高校をよくする愛知父母懇談会の父母の代表であります近藤洋子さんのほうから陳情した形になっておりますが、自分が豊川高校の中においてその父母懇談会の担当教員でありますので、本日出席させていただきました。

日ごろより、私学助成並びに私学教育について御理解いただきまして、また、このようなお時間をいただきましてありがとうございます。

早速ですが、陳情が国に対して、そして県に対して、そしてもう1つ、新城市の独自の助成ということでお願いしてありますので、順を追って説明申し上げます。

まず、国のほうなんですが、現政権が昨年12月、高校生の授業料助成に対しまして2020年より年収590万円までの家庭については全額を補助する、実質無償にするという政策パッケージというものを発表いたしました。

国全体における教育における私立学校の役割、こういったものを判断しての政策パッケージだと考えられるわけなんです、この愛知におきましても、高校生の3人に1人は私立に通っております。つまり、私立高校がなければ高校生30%は高校の行き場がなくなるというのが、愛知県全体の収容の人数比率になっております。その中において、私学助成というのが1975年以降、徐々に拡充してきた、こういった流れの中で昨年大きく国のほうも助成額を増やすという方針が出されております。

2点目の県のほうなんですが、今の私立に通う生徒に対する助成ですが、国からの助成、そして県からの助成、両方合わせて、愛知県では年収350万円の家庭まではほぼ実質無償になるような授業料助成がなされております。ただ、公立高校無償化が実施されました。これが2010年なんですが、2010年公立高校の無

償化に伴いまして、国からの私学助成が大幅に増額した年が、2010年にありました。このとき、愛知県はかなり大きな私学助成を実現していたんですが、国からの助成額が上がったことで、県のほうは削減しても同じだけ出ますねということで、国プラス県の額は変わらない、そのまま県のほうの助成を維持していただければ、大きな私学助成が実現したんですが、国のほうが増えたから県のほうは減ってしまったということが、この2010年に起きたんです。

それ以降、県のほうの私学助成の額も拡充されましたので、少しずつ父母負担は減ってはいるんですが、国の私学助成、合わせて県の私学助成も拡充の両方の意見書をお願いしたい、これが1点目、2点目の県に対して、国に対しての意見書を求めるものでございます。

3点目の新城市独自の私学助成の部分なんですが、現在新城市は市独自の私学助成としまして、愛知県の基準における年収350万円の家庭、甲1ランク、甲2ランクと呼んでおりますが、甲1ランクまでは1万9,920円、年収です。それから、乙ランク、これが年収610万円ですね、610万円の家庭までは1万3,260円、そしてそれ以下については9,960円、これが新城市独自の助成として実施されておるんですが、特に年収の低い350万円以下、甲1ランクの家庭においてせっかくの予算つけていただいたものが、執行されずに残っているというものがあるかと思います。

これは、授業料、豊川高校の場合は月額3万3,500円なんですが、月額換算にしまして国と県の授業料合わせますと3万3,200円まで助成が実現しています。そうしますと、授業料まで届かないのは300円だけなんです。それで、授業料以上は助成しないという上限がございますので、せっかく1万9,920円という額の予算をつけていただいても、実際には月額300円、年間3,600円以上は支給されな

いという枠ができてしまいます。

実際には、授業料上限までというのは合理的な感じはするんですが、授業料以外にも、本校の場合、PTA会費とか、あと教育後援会費といいまして、生徒の消耗品限定で、授業料とは別に集めているものがございます。

こういった授業料以外の部分の助成を考慮していただきますと、1万9,920円の上限出していただいても、実は毎月の集金額には届いていないというのが実情としてありまして、まず、新城市独自のものについてお願いしたいのは、授業料の上限、せっかくの予算をつけていただくのであれば、上限を授業料いっぱいあるというものの上限を撤廃していただく。

もしくは北設楽の3町村は、一律1万2千円という私学助成の制度になっております。これは、所得に応じてではないんですが、実は、新城市が1万9,900円に対して東栄町1万2千円、豊根が1万2千円のほうが、実際には多く支給されるという実態があります。

こういった点で、新城市の助成の仕方を授業料上限を外していただく、もしくは全体を見直していただくというようなことができないかという、こちらは非常に具体的なお願いになっております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。

また、委員に対しては質疑をすることができませんので、御了承願いたいと思います。

それでは、早速ですが質疑はありませんか。

○中西宏彰委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 直接この陳情の内容ということではないんですが、3人に1人が私学に通っているということで、公教育、公の教育の限界説のようなものも、ある意味では、都

市部ではささやかれておるんですけども、愛知県の場合はまだ、この東三河の場合は、やはり公な公教育のほうがまだ威勢はいいんですけども、今後将来にわたっては、私学のほうがもう少し力を増してきて、3人に1人というんですが、これ2人に1人になるのではないかというような見通しを述べる人がおるんですけども、この私学の教育の公教育と違う点というのは、結局私学助成からいろいろこれ、助成の問題なのでわかるんですけども、そもそも論として、私学が必要かどうか、ここがそういう必要である、将来的にはこの私学も無償化ということで公も私学もなくなるというような格好になるというか、そういう方向性も示されておるわけですけども、その辺私学の特徴というか、何かそういうものっていうのはちょっと教えていただけますかね。

○中西宏彰委員長 近藤さん。

○近藤正洋参考人 お願いします。

まず、確か東三河は2割ぐらいが私学の比率だったかと思います。愛知県全体で3人に1人と申し上げましたけども。

今、御質問のありました私学の教育の特色ですが、やはりわかりやすいのは、例えば、部活における力の入れ方なんかはわかりやすい部分ではないかと思います。

本校の場合、部活動、特に運動系の種目への力を入れる部分ですとか、もう1つ、進学指導でも、夜遅くまで、塾に行かなくても学校のほうで勉強の面倒を見ますよというようなシステムを持っております。

豊川高校の場合、夜8時までは自習の面倒を見ますということで、教員が付いて勉強の面倒を見るんですが、これが愛知県全体の私学助成の精神として、公私両輪体制という表現を、愛知県のほうではされておりますけれども、私学がそのようにかかわることで公立のほうの進学の体制とか、部活なんかは熱心にやられる部分があたりするというところで、

私学が頑張る部分、公立のほうもまたお互いに切磋琢磨してという効果が出てくる。

公教育というお言葉ですが、公教育という言葉であれば公の支配に我々私学も属しておりますので、公教育の中における私立学校という位置付けだと、まずは御承知いただきたいんですが、私学の独自性というものがさまざまな分野で発揮される、それが公立の教育にも影響が出てくるという点で、私学の独自性というものがあるのではないかと思います。

わかりやすいところで、進学の指導体制、部活の体制、こういったものにエネルギーを割いているところが、私学の1つの大きな特徴だと考えております。

○中西宏彰委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そういうことなんですけれども、もう少し具体的に言うと、10年ぐらい前は部活に、私学はある程度力を入れてたんですけど、中京からいろんなところがもう十数年前から学力だとか、そういう進学に力を入れて、必ずしも上部の大学に行くのではなくて、著名なというか、いい悪いは別ですけども、そういう大学にも行けるようなルートを開いたりとか、そういう努力をされてきたと思うんですね。

そういう動きの中にあって、公教育というのはちょっと言い方が悪かったんです、公立学校教育という意味に置き換えていくと、例えば、ここの有教館高校というのが今度出るんですけれども、御存じだと思うんですけど、思ったほど教育設備も充実できない状態なので、とても豊川高校のような形にはならないと思うんですね、設備的に見て。現状のものを建て替える、新しいものを建てるというのではなくて、あるものを改修するという程度なんで、モチベーションが上がらないように思うんですけれども。

その辺は別にして、確認させてほしいのは、愛知県の場合は、もっとどんどん、今、東三河の場合は20%ぐらいというようなお話しで

したんですけれども、もう少し増えていくべきだと、私、思うんですよ。ある程度、公立教育の限界というものがかなりいろんな社会にひずみが出てきているので、私はもう理想は半々ぐらいにもっていてもいいと思うんですよ。

それで、ほかのところでも視察したところによると、それじゃ私学ばかりになっちゃっていいのかって、教育は全部私学教育でいいんじゃないかって、公立高校の教育、要らないんじゃないかっていうふうなことも、極論として話をしたんですけれども、そうすると、私学のほうとしても、やっぱり公立高校の教育があってはじめて私学なんだというようなことで、逆に私学だけになっちゃうと問題もあるような形に聞いたんですけれども、その辺はどういうような議論というか、見方になってるんですかね。この私学が、力をもう少しのしていくべきだというふうな中で、じゃあどの辺までのしていくのか、その辺の議論というのはされているんですか、この私学の将来というような意味において。

○中西宏彰委員長 近藤さん。

○近藤正洋参考人 大きく私学、愛知にあります50数校の私学をまとめて自分が発言する立場にはないと思うんですが、先ほどから申し上げております2対1ですね、2対1の公私比率の中で、私学の代表と愛知県の私学振興室、行政の立場ですね、私学振興室として、私学の代表が私学振興室の代表と話をして、さらに私学振興室が愛知県全体の教育委員会とも話をしてというような議論の場があるんですね。

その中で、現状は2対1の公私比率の中で、私学のほうも頑張る、公立のほうも頑張るといのが愛知県の姿勢であるということが、先ほど申し上げた複合選抜導入時の確認だというふうに、我々は聞いております。

ですから、私学が頑張って公立の行く生徒をどんどん取ろうとやっていうことではなく、

当然、各私学にも適正収容人数がありますので、収容人数を超えての募集になれば教育条件としては悪くなりますので、そういった本校の場合、学年400人を超えるような取り方はできないわけですね。

愛知県全体の教育が発展するためには、私学も頑張るけれども、公立も同じように、これはまずは2対1という公私の収容比率の中で実現しますよというのが、現在の公私両輪体制というものだと、私学振興室と直接交渉しているのが、愛知私学のトップになるわけなんですけど、この方からの説明という形で私たちは聞いております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 きょうはありがとうございます。

ちょっとお聞きしたいのが、新城市の独自の助成拡充のところで教えていただきたいんですが、先生、おっしゃったのは、年間1万9千円以上の補助制度が新城市にあるんですけども、これは授業料のみに適用できるよということで、実際には月300円ぐらいの補助額で、あとは足切りで使えてないよという状況だと思います。

これを、皆さんの声は、授業料という規制の枠を取っ払うことで年間1万9,920円がほかの教材費とか、授業料以外のそういったそろえるものとかにも使えるんじゃないか、よりよく使えるためにというふうな御提案というような形でよろしかったでしょうか。

○中西宏彰委員長 近藤さん。

○近藤正洋参考人 そうですね、1万9,920円という新城市の予算ですが、月額に直すと1,660円になるかと思います。実際に、本校の場合3万3,500円の授業料に対して、毎月の授業料、引き落としの形であるんですが、実際には4万円を超える月ばかりです。これは、PTA会費でありましたり、副教材

費、問題集代なんかも授業料と一緒に引き落として、充てているというような側面あるんですけども、そうしますと、先ほど申し上げた1万9,220円の月額1,660円を全額乗せていただいても、それが授業料含む教育費を超えることは、まずありませんので、この上限の撤廃というのがもし可能であれば、特に所得の少ないところへの助成なものですから、年収350万円以下というところでの適用ですので、実際に本校、今155名が新城地区から通っておりますけども、この甲ランクの適用は実際には1割に満たないぐらいです、毎年。

ですから、ほかの私学合わせましても、適用される人数はそれほど多くないんじゃないか。それも含めて、予算をつけていただいた部分に執行できるようにしていただけると、非常にありがたい、特に所得の少ない層での補助ですので、ありがたい家庭が多いのではないかと思います。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 その市独自の今の説明のこの表を見てるんですけども、豊川高校が年間授業料40万2千円があると。国・県からの助成金額が39万8,400円だから、3,600円分ですね。それで、上限を超えないということなもので、1万9,920円の新城市の補助があるんですけど、そのうちの3,600円しか支給されないから、執行残が1万6,320円ということですね。

それを撤廃して、PTA会費だとかいろんなものを入れた上で、その上限を撤廃してほしいということになりますと、公立高校のほうの助成の対象として、授業料は当然無償化、ランクによって無償化されてますけども、PTA会費だとか、部活動費だとか、施設、教育振興費ってその他いろんな経費の部分は、公立高校は対象になってないですよ。で、私学はそれを対象にして、この補助率を満額もらえる、執行残にならないようにしてほしいというのは、ちょっと違う議論、レベルに

なっちゃうんじゃないかと思うんですけども。

いや、そうすると、今度は公立高校のほうもPTA会費とかそういったものまで助成、補助しなければいけない状況になるんですけども、その辺の格差についての見解をお伺いします。

○中西宏彰委員長 近藤さん。

○近藤正洋参考人 お願いします。

先ほど、PTA会費というのは1つ実際に3万3,500円の授業料以外の部分でというお話として、言葉で出させていただきましたが、東栄町・豊根村・設楽町は所得制限を設けずに、一律1万2千円という形をとられています。何に適用するというのではなく、実際に教育に係る費用という点でいきますと、じゃあ例えば、設楽町は3,600円でいいはずなんだけど1万2千円、なぜ執行しているんだという議論にもなるかと思うんです。

市町村独自の部分ですので、新城市については、授業料以外の教育負担も低所得の部分については独自の助成を設定するというような考え方になるのかなと思うんですが、これはほんとに市町村によりまして、授業料の何パーセントということで、県と同じ枠組みを適用している市町村からそうでないところもあるということ、まず御理解いただければと思います。

そういう意味で、PTA会費を補助してくれという意味ではなく。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 例として、PTA会費とか、要するに授業料以外の部分についても充当してほしいという考えだと思うんですけども、東栄町ですとか、それぞれ独自の市町村の考え方とか、財政状況とかそれぞれ置かれている行政の立場は違いますし、新城市の独自の助成基準に基づいてやってることですので、よそがこうだから、そこに右に倣えってしてほしいというのは、それは判断基準にはならないし、現にこの豊橋市ですとか、豊川市で

も全然金額が違う助成でやってるものですから、それはそれぞれ自治体の財政状況とかいろんな考え方の中で行われる政策判断で出してる金額ですので、その辺についての裁量は、当然予算編成上の権限、それからその予算を認める議会側の権限の中で判断されることであると思いますので、意見としてお伺いしますが、その辺のバランスの部分については、やっぱりちょっとそういった扱いの格差が出るというのは、と私は考えてます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日はまことにありがとうございました。

この際、しばらく休憩いたします。

[参考人 退場]

休憩 午後2時38分

再開 午後2時43分

○中西宏彰委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

はじめに、陳情者代表、近藤洋子氏から提出されました「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 国の私学助成の拡充に対する陳情ということで、趣旨採択という立場で意見を述べさせていただきます。

今の参考人の方からのお話をいただきました。これ、私学助成の拡充ということについては、ずーっと前から定期的に陳情として挙げられているものでございますけれども、参考人の方の話の中にもありましたように、政府として消費増税による2兆円パッケージ

として、年収559万円以下の私立高校の無償化、これを制度設計として発表したということでございます。

これは、国としては無償化の方向で動いていくものであると思いますので、あえて助成の拡充というところで採択するというよりも、意見として趣旨を採択するという立場で受け取るべきであると思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今、議題になっております「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」について、採択の立場で討論をさせていただきます。

参考人の近藤先生に説明を受けて、いろいろ、今3名に1人が私学に通う生徒さんがおられるよとか、現状をお聞きいたしました。

この陳情内容は、国に対して父母負担の公私格差を是正するための就学資金を一層拡充することということ、またあと、2つ目には国庫補助金に伴う地方交付税の交付金を増やして私学助成等拡充を図ってほしいということですので、2つとも理解ができますので、採択を私はしたいと思います。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と採択の討論がありますので、起立により採決します。

はじめに、本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。よって本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に、同じく陳情者代表、近藤洋子氏から提出されました「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の討論を行います。

討論はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤竜也委員 それでは、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の陳情に関する討論をさせていただきます。私は、趣旨採択の立場で意見させていただきます。

こちらの案件は、今、説明された近藤さんの話を聞けば、採択にもっていききたい気持ちは十分にわかりますが、愛知県公立高校とそして私学という部分の、そこで教育を受けるメリット・デメリットを金額換算にするというのは大変難しい案件でもありまして、さらに、なかなかそこに関してどれが正しいかというようなラインが引きにくいものではありません。

そして、私としては、そのランクや金額面、そして、そこで学べる環境や内容等を加味して、気持ちはわかりますけれども、そこまでの拡充を言われるかということ、合点がいくところまでは、まだ100%いっておりませんので、趣旨採択という立場で御意見させていただきます。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今、議題になっております愛知県の私学助成の陳情の意見書について、採択の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

近藤参考人の先生の話をお聞きしますと、2010年に公立高校の無償化がなされ、国からの補助金も増えたということにあわせて、県の私学への補助金がそこからぐっと下がったというところで、これをまたもとに戻してほしいという内容でもございました。

趣旨内容の中にも、出された皆さんは、346万1,590筆の請願署名も集めておまして、愛知県下でも7万人が参加したフェスのところに、82名の県議会議員の先生が御登壇いただいて、12月の県議会議員の議場でも全会一致で採択をしていただいたというところでありますので、やはりこちらのほうは、県議会もあわせて採択したということ踏まえて、早急にやっていただきたいなと思って採択の理由といたします。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と採択の討論がありますので、起立により採決します。

はじめに、本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。よって本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に、同じく陳情者代表、近藤洋子氏から提出されました「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」の討論を行います。

討論はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤竜也委員 私学高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するための陳情に関してですが、討論させていただきます。

こちらも、先ほどの県の私学助成と、私としては本質は同じところに重きを置いているんですけども、要はこういった内容の陳情というのは、公立と私立の進学、そして、子どもの選択肢を広げるという意味で、意味合

いはほぼほぼ同じだと思うんですが、それをどういった角度から助成して、補助していくかということになると思います。

その中で、新城市の立場からすると、今回の市町村独自の授業料の助成というものは、今後検討の余地はあるとは思いますが、今すぐに、3人に1人が私立に行くとはいえ、今後有教館高校の開校も控えております。

こういったところで、今、現段階でこれを判断するには時期尚早だと感じ、趣旨採択として意見させていただきます。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今、議題になっております市独自の授業料補助を求める要望書についてなんですが、採択の立場で討論をさせていただきたいと思います。

参考人の近藤先生のほうも、今、市の助成金が1万9,920円あるということで、大変充実をしているという意見をもらいながら、ただ、授業料の上限が決まっているので、使い切れない年間のお金が出てしまっているというところも指摘としてわかりましたので、やはり、私学の選択、また公立の選択ということも含めまして、まちづくりのよりよい利活用も含めて、やはり新城市は少子高齢化社会に入っていますので、貧困格差拡大もあるということで、やはり、子どもたちには貧困の連鎖を途絶えていくということもまちづくりには大事なことだと思いますので、税金の有効活用も含めて、北設楽の一律1万2千円ということも参考にさせていただきながら、どうしたほうがいいのかというのは、また今後の課題として参考にさせてもらいながら、この陳情書、採択という形で皆さんで考えていければと思って採択としたいと思いますが、以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありません

か。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と採択の討論がありましたので、
起立により採決します。

はじめに、本陳情を趣旨採択することに賛
成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。よ
って本陳情は趣旨採択すべきものと決定しま
した。

以上で、本委員会に付託されました案件の
審査は、全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告
の作成については、委員長に一任願いたいと
思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのよ
うに決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会
します。どうもありがとうございました。

閉 会 午後2時54分

以上のおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 中西宏彰